《様式１－４》

2019年●月●日

国土交通省道路局　殿

「歩道のセンシング技術」

承諾書

歩道のセンシング技術に、公募参加者として参加するにあたり、別紙「歩道のセンシング技術　公募参加規約」について承諾します。

記

同封書類：「歩道のセンシング技術　公募参加規約」１通

（公募参加者）

株式会社●●●●

●●●●●●　●●●●●●　印

以上

「歩道のセンシング技術　公募参加規約」（別紙）

|  |
| --- |
| （目的）第１条　本規約は、「歩道のセンシング技術」（以下、「本公募」という）の実施にあたり、必要とされる詳細事項を定める事により、実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。（相互協力）第２条　本公募に応募し、公募に参加する者（以下、「公募参加者」という）は、本公募実施に当り、国土交通省道路局およびその委託を受け本公募にかかる事務を実施する者（以下、「事務局」という）と相互に協力するものとする。（公募の費用）第３条　本公募の実施にあたり、公募中、公募参加者がデータを検証する際に必要な機材、PC 等の機器類、電気代、通信代、交通費、検証結果報告に必要な資料作成費などは、全て公募参加者が負担するものとする。（損害賠償等）第４条　本公募の実施にあたり、公募参加者の責により、第三者に損害が及んだときは、公募参加者の負担において損害賠償等必要な措置を講じるものとする。（外部発表）第５条　本公募期間中および本公募が終了した後において、事務局および公募参加者が、本公募で得られた成果を公表又は頒布使用とするときは、事前に協議を行うものとする。（特許出願）第６条　公募参加者が本公募の成果に基づく発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、別途事務局と協議を行うものとする。（公募検証期間）第７条　本公募で実施する検証の期間は、原則として2019年7月下旬までとする。検証期間を変更する際は、公募参加者と事務局間で協議を行うものとする。（公募参加の停止）第８条　公募参加者が自らの都合で、本公募への参加を停止する場合には、事務局と協議の上、当該公募の参加を停止できるものとする。（規約の変更）第９条　本規約の内容を変更する必要が生じた場合には、別途公募参加者と事務局間で協議の上、変更することができるものとする。（その他）第１０条　本規約に定めの無い事項又は疑義が生じた事項については、その都度、公募参加者と事務局間で協議の上、定めるものとする。以上 |